

# コロンビア特別区に見る自治制度

## ——首都ワシントンの制度的性格と今後の展開——

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 003 (FEB. 1, 1990)

### はじめに

- 1 ワシントンD. C. の概要
- 2 法律上の位置付け
- 3 統治形態
- 4 事務
- 5 市長
- 6 行政部局
- 7 近隣地区諮問委員会  
(Advisory Neighborhood Commission (ANC))
- 8 市議会
- 9 市長と議会の関係
- 10 連邦議会の関与
- 11 選挙
- 12 課税権等の制限
- 13 司法制度
  - (1) 裁判所
  - (2) 検察
- 14 制度改正の動き
- 15 憲法修正実現の見通し
- 16 その他の動き

### おわりに

財団法人自治体国際化協会  
(北米事務所)

コロンビア特別区に見る自治制度  
—首都ワシントンの制度的性格と今後の展開—

はじめに

アメリカ合衆国の首都はどこかという問いにワシントンと答えるのは比較的容易だが、では、ワシントンはどの州に属しているかという問いに正しく答えるのは少々難しいのではないだろうか。実際、いずれの州権にも服さず、久しく連邦議会の絶対的管轄の下で運営されてきたコロンビア特別区 (District of Columbia=略してD. C.) と呼ばれる行政主体に市長—市議会制度等が付与されて、市の様相を呈しているものが現在のワシントンであり、したがって、本来的に50州のいずれに属するものでもない。

もともとのワシントン (City of Washington) は、合衆国建国当初にその首都となるべく、合衆国憲法中の特別区 (special district) に関する規定に基づいて設定された区域内に計画的に建設された都市であった。また、ワシントンを含むその区域内の市町等は後に連邦議会によって廃止・統合され、その全体が前述のコロンビア特別区と呼ばれるようになった。D. C. とワシントンとは現在では同一区域となっているが、両方が同時期に存在したことはない。ただし、時間的要素を考慮しなければその位置的な包含関係の名残は住所表示に見ることができる。例えばマサチューセッツ州ボストン市であれば Boston, MA. のように市名の次に州名の省略形がくるが、ワシントン市の場合には、Washington, D.C. と書かれる。

この国では、ある区域が地方自治体となるためには、住民が自らの意思を住民投票によって確認し、さらに、実際に地方自治体として機能する際の根拠となる、各々の自治体の憲法ともいべき自治体憲章 (municipal charter) を州法規に抵触することなく制定して州の承認を得ることが必要となるが、ワシントンは、州の承認でなく、憲法上特別区をその管轄下に置く連邦議会の承認により自治制度が導入された唯一の例である。

合衆国憲法に基づく存在であると同時に連邦首都の所在地という性格から、D. C. は、連邦の関与を機会あるごとに受けてきたし、“最後のアメリカ植民地”と呼ばれることからわかるように、今もそれは続いている。それらは、立法上あるいは財政上の関与であったり、住民の選挙権に関する制約であったりと様々であるが、仮にD. C. が州であったらいずれも決して受けることのなかったものである。そのため、D. C. は、自治を実現している他の州と同様の権利を享受するために、これまでも連邦による関与・制約の返上に正面から取り組んで来たが、ここ10年ほどは専ら、D. C. を“ニュー・コロンビア (New Columbia) 州 (1982年に住民投票で想定州憲法草案を可決。)” に昇格させることによって、その権利格差を解消しようという動きが活発になってきている。

ここでは、そのD. C. 制度の現状と今後の方向について、以下項目を追って説明することとしたい。

## 1 ワシントンD. C. の概要

ワシントンD. C. は、1800年にペンシルヴァニア州フィラデルフィアから第2代大統領ジョン・アダムス (John Adams) によって遷都されて以来、アメリカ合衆国の首都であり、その面積は69平方マイル (178平方キロメートル) である。<sup>(注1)</sup> 人口 (1988年 推計) は、61万7千人であり、米国の都市中第16位 (1986年7月現在) であるが、1950年の80万2千人をピークに減少傾向にある。<sup>(注2)</sup> 人種別構成 (1987年) は、黒人67%、白人28%、ヒスパニック6%、その他5%であり、黒人が2/3を占める。<sup>(注3)</sup>

## 2 法律上の位置付け

ワシントンD. C. は連邦の首都としてどこの州にも属さず、また州でもなく市町村でもない特異な存在であり、その統治は、米国憲法第1条第8節第17項に基づき、連邦議会に委ねられている。<sup>(注4)</sup> すなわち、ワシントンD. C. の特異性は、米国が連邦制であるため、州を基礎として各種の制度が定められているにも拘らず、州でないこと、さらに連邦議会に絶対的権限が保有されていることに起因する。

## 3 統治形態

歴史的に変遷しており、現在の形態となったのは、1973年、連邦議会が自治政府の設立を認めた法律 (Home Rule Act: The District of Columbia Self-government and Governmental Reorganization Act) を定めてからのことである (翌1974年に市長と市議会議員の選挙が行われ、1975年に就任している。)。それまでは100年近くにわたり、大統領が任命する3人の委員 (Commissioner) から成る委員会がD. C. の行政を執行していた。<sup>(注5)</sup> 現在の形態は、公選市長と公選議会から成り、他の米国都市にも見られる Strong Mayor - Council タイプである。しかし、議会の議決した条例に対して連邦議会が拒否権を有すること、また、予算については、連邦予算の一部として一括審議される関係上、連邦議会に加えて連邦政府 (大統領、行政管理予算局、監査長官 (Comptroller General)) の承認を必要とするなど、D. C. 政府の自治権は大きく制約されている。<sup>(注6)</sup>

なお、D. C. には、司法機関もあり、連邦裁判所とは別に、2審制の裁判所が設けられている。<sup>(注7)</sup>

## 4 事務

統治形態は市のそれであるが、D. C. 政府は、その特異な位置付けを反映して、市の行う事務のほか、州、カウンティの事務も併せ行っている。<sup>(注8)</sup>

ちなみに、D. C. 政府が行う州の事務を例示すると次のとおりである。

州兵、裁判所、刑務所、保釈、自動車運転免許、車検、自動車登録、職業及び専門

家免許、保健施設認可、食品及び麻薬検査、保険規制、証券規制、アルコール飲料規制、消費者問題、労働者補償、失業補償、障害決定、計量、宝くじ、開発地域の指定、公益事業規制、等

また、D. C. の教育委員会も、通常の学校運営に加え、州の事務とされる教員資格の証明、私立学校の認可などの事務も行っている。

## 5 市長

市長は公選制で、その任期は4年である。現在の市長 Marion Barry, Jr. は、1978年に選出され、現在3期目である。

市長は、行政部門の長として、教育委員会、選挙管理委員会等、他の独立した行政機関に属する以外のすべての行政の執行に責任を有する。<sup>(注9)</sup>

## 6 行政部局

市長のもとに、一人の行政管理者(Administrator)がおり、その下に3人の副市長が置かれ、それぞれ財政、事業、経済開発を担当している。その下に各種の委員会、行政部局が置かれ、D. C. の行政を執行している。行政部局の組織は別表1のとおりである。なお、D. C. には8つの区(Ward)があるが、これは選挙区であり、行政区でも自治区でもない。したがって、その区域は国勢調査の結果によって変動する。<sup>(注10)</sup>

## 7 近隣地区諮問委員会 (Advisory Neighborhood Commission (ANC))

1973年の The District of Columbia Self-government and Governmental Re-organization Act に基づき、市議会によって、市内に37の近隣地区諮問委員会が設けられている。委員は公選制であり、その任期は2年である。現在、323の区域から各1名(人口約2千人当たり1名)が選出されている。<sup>(注11)</sup>

委員会の役割は、政策について市に助言することであり、それぞれの地域に影響するゾーニングの変更や、公的な改善(Public Improvement)、地域計画や開発の許認可等に関して再検討を行い勧告することである。委員会はまた、市の総合計画作成にも関与する。しかし、行政執行機関ではなく、地区内で市の事業の実施権限は有しない。<sup>(注12)</sup>

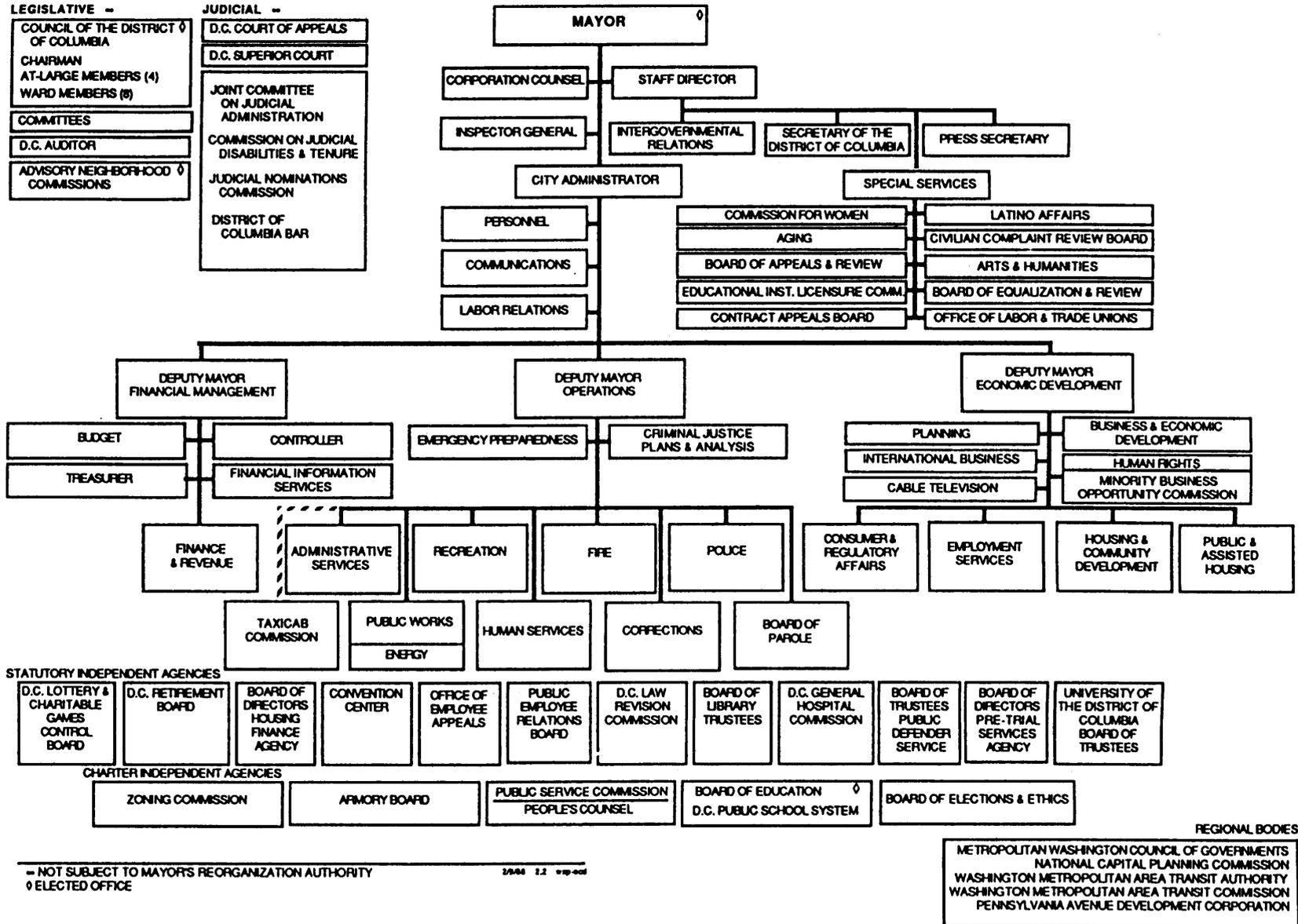
## 8 市議会

議長と12人の議員で構成される。任期は4年であり、市議会議長と4人の議員は全市域から、8人の議員は各区(Ward)から1名ずつ選出される。議長を除く12人の議員は2年ごとに半数が改選となる。<sup>(注13)</sup>

議会の組織は別表2のとおりであり、12の常任委員会が設置されている。

別表 1

### DISTRICT OF COLUMBIA GOVERNMENT

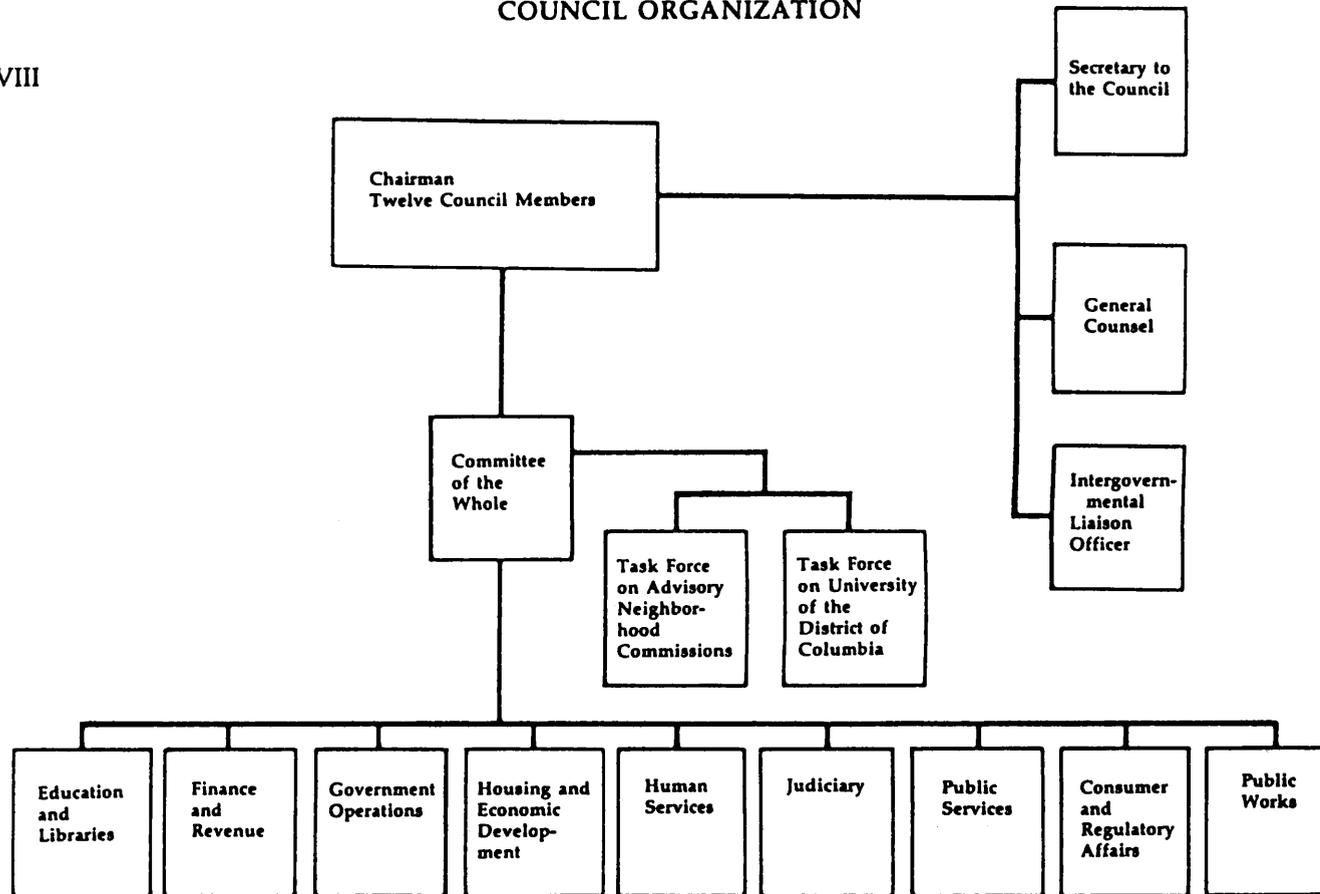


- NOT SUBJECT TO MAYOR'S REORGANIZATION AUTHORITY  
 ◊ ELECTED OFFICE

別表 2

Council Period VIII  
1989-1990

### COUNCIL ORGANIZATION



## 9 市長と議会の関係

議会の議決を得た法案は、市長に送られるが、市長はこれを拒否できる。市長が拒否権を行使した場合、議会は2/3の多数の議決でこれを覆すことができる。<sup>(注14)</sup>

法案が成立するまでの流れは、別表3のとおりである。

なお、市長が欠けたときは、選挙によって補充が行われるまでの間、議長が市長代理を務めることとされている。<sup>(注15)</sup>

## 10 連邦議会の関与

D. C. 議会が議決し市長が署名した法案は、緊急の場合等特別な場合を除いて、連邦議会の審議を経なければならず、連邦議会は拒否権を有している。<sup>(注16)</sup>

法案の連邦議会における審査期間は犯罪法規に関するものは60日、それ以外は30日（いずれも議会会期中の週末、祝祭日を除く実審議日数 Legislative Days）である。連邦議会が不承認を両院で合同で決議しない場合には、法案は大統領の署名を得て成立する。

ただし、D. C. 議会の2/3以上が緊急事態が存在すると認める場合、D. C. 議会限りで緊急立法が可能である。この場合、その有効期間は90日を越えることはできない。また、臨時立法も可能であるが、その有効期間は225日を越えることはできない。<sup>(注17)</sup>

## 11 選挙

住民は市長と市議会議員、教育委員会委員、近隣地区諮問委員の選挙権を有する。しかし、国政レベルの選挙権は制限されている。すなわち、1961年憲法修正23条によって大統領の選挙権を有するようになったが、どの州にも属さないため、連邦議会に代表者を送れず、したがって連邦議員の選挙権は認められていない。ただし、1970年に下院に代表者（Delegate、オブザーバーであり、所属する委員会では投票はできるが、本会議では投票できない。任期2年）を送ることが認められ、1971年に初の選挙が行われた。<sup>(注18)</sup>

選挙の管理執行は、独立の行政機関である選挙管理委員会（Board of Election and Ethics）が行う。委員（3名、任期3年）は、市議会の同意を得て、市長が任命する。

<sup>(注19)</sup>

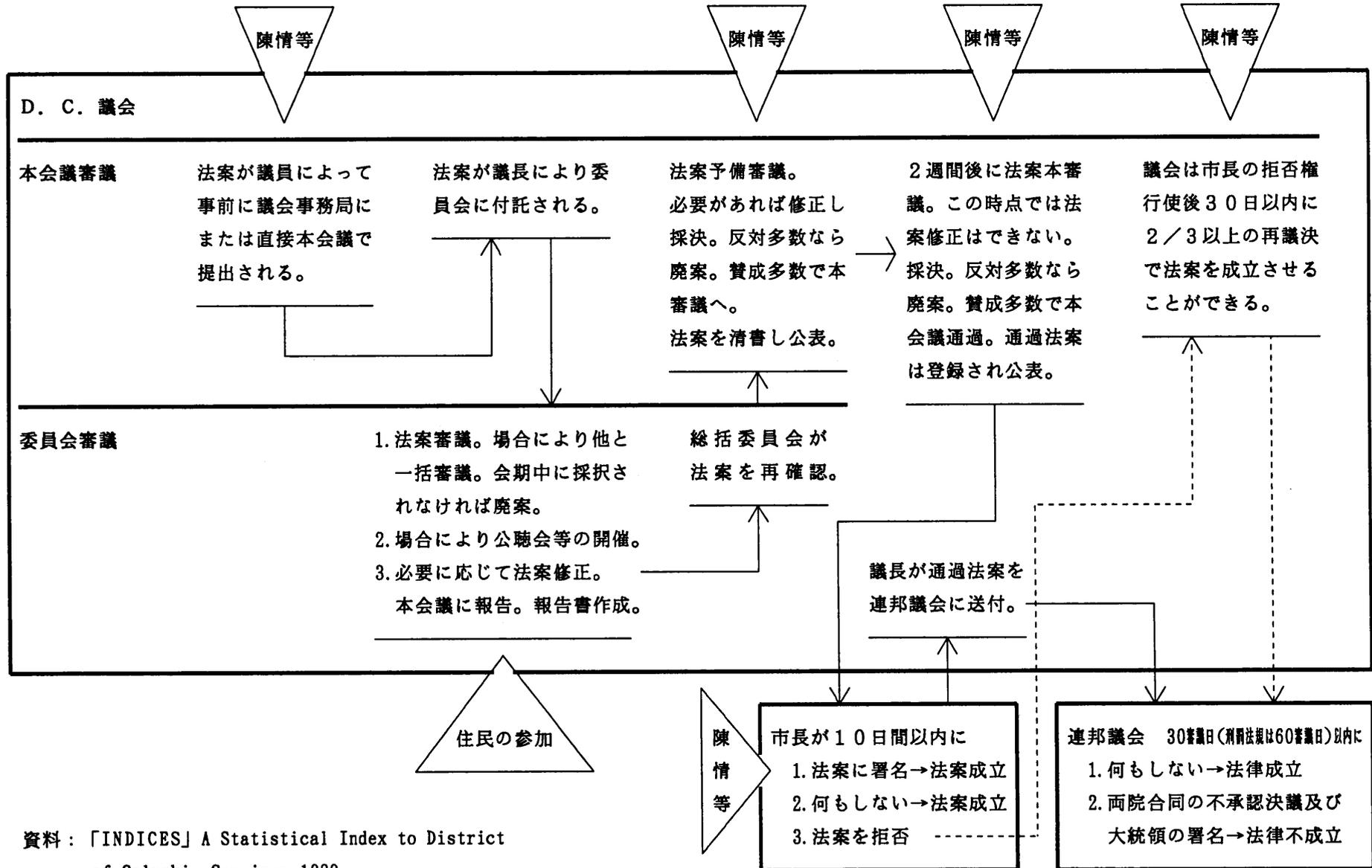
## 12 課税権等の制限

D. C. 政府は、課税権と市債の発行を認められているが、一方で連邦法によって、次の制限を受けている。<sup>(注20)</sup>

- ①非居住者に対する課税の禁止（市によれば、D. C. 内で発生する所得の60%は域外の居住者の所得となっているが、これに対する課税は認められていない。なお、

別表3

D. C. における法律制定過程



資料：「INDICES」 A Statistical Index to District of Columbia Services 1989

- こうした非居住者に対する課税を行っている市は、米国内で51市あるという。)。
- ②連邦財産に対する課税の禁止（市によれば、連邦の土地はD. C. 市域の44%を占めるという。ただし、連邦政府から市に対して交付金(Federal Payment)が支出されており、その金額は1988会計年度で430.5百万ドル、一般会計歳入の16.1%に達している。その性格は、連邦政府に対する市の行政サービスの対価等であるといわれているが、性格論については議論があるようである。(注21) )。
  - ③連邦法が非課税とする特定の公益団体に対する固定資産税の課税の禁止。
  - ④連邦議会議員、外国政府職員等に対する課税の禁止。
  - ⑤市内の道路、橋梁に対する通行料金の賦課の禁止。
  - ⑥市予算に対する連邦議会の関与（連邦議会の承認が必要。）。

### 13 司法制度

#### (1) 裁判所

下級裁判所である Superior Court と上級裁判所である Court of Appeal の2審制の裁判所制度が設けられている。

判事は、D. C. の司法指名委員会 (Judicial Nominating Committee) の推薦に基づき大統領が指名し、上院の承認を得て任命される。(注22)

#### (2) 検察

成人の犯罪は、連邦検事が訴追している（これも自治制限の一つである）が、青少年犯罪、交通事犯等は、D. C. 政府の Office of Corporation Counsel が検察当局となり、訴追している。(注23)

### 14 制度改正の動き

住民の国政参加権とD. C. 政府の自治権を拡充するため、D. C. を51番目の州とする運動が展開されている。その経緯と現状は次のとおりである。(注24)

1978年 連邦議会が両院2/3以上の賛成で、D. C. を名目上の州とし、住民に連邦議員の選挙権を与える憲法修正を発議（D. C. に上院議員2名と下院議員1～2名の選出を認める内容であったが、修正に必要な全州の3/4に相当する38州の批准が、その期限である1985年9月までに16州しか得られず、結局実現しなかった。(注25) )。

1979年 D. C. を州とすることを求める直接請求がD. C. 選挙管理委員会に提出される。

1980年 直接請求が住民投票で承認される。

1982年 ニュー・コロンビア州憲法草案が住民代表及び住民投票で承認される。

1983年 採択された州憲法草案及び請願を市長が連邦議会に提出。

## 15 憲法修正実現の見通し

ワシントンD. C. の住民は、連邦議員の選挙権を有しない。“代表権なくして課税なし”は、米国独立の契機ともなった基本的理念であり、したがって、こうした事態を是正する必要があるとの認識では皆一致している。しかし、その解決方法としては、ワシントンD. C. を州とする以外に、元のメリーランド州に帰属させる (Retrocession) という方法もあるとの指摘も学者の間にはある。<sup>(注26)</sup>

ワシントンD. C. は、在住者の多くが連邦政府との雇用関係等で生活しており、他にこれといった産業がないこと等、社会的、経済的な同質性が強く、他の州のような多様性に欠ける点が、各州と同等の代表者選出を妨げる要因と考えられる。また、D. C. は、住民の約70%が黒人であり、政治的には圧倒的に民主党が強いところである。したがって、D. C. が州として認められれば、現在でも民主党が多数の連邦議会に、さらに民主党の議員を加えることになるので、政治的に実現が難しいようである。<sup>(注27)</sup>

## 16 その他の動き

現在、州制移行実現までの段階的、実際的改革案として、“予算自治”案、すなわち、連邦議会の関与をD. C. の持つ地方税収等の自主財源部分について外し、連邦交付金 (Federal Payment) のみに限定するというデルムズ (Dellums) 法案 (カリフォルニア州選出の民主党デルムズ下院議員提出) が、下院委員会審議にかかっている。

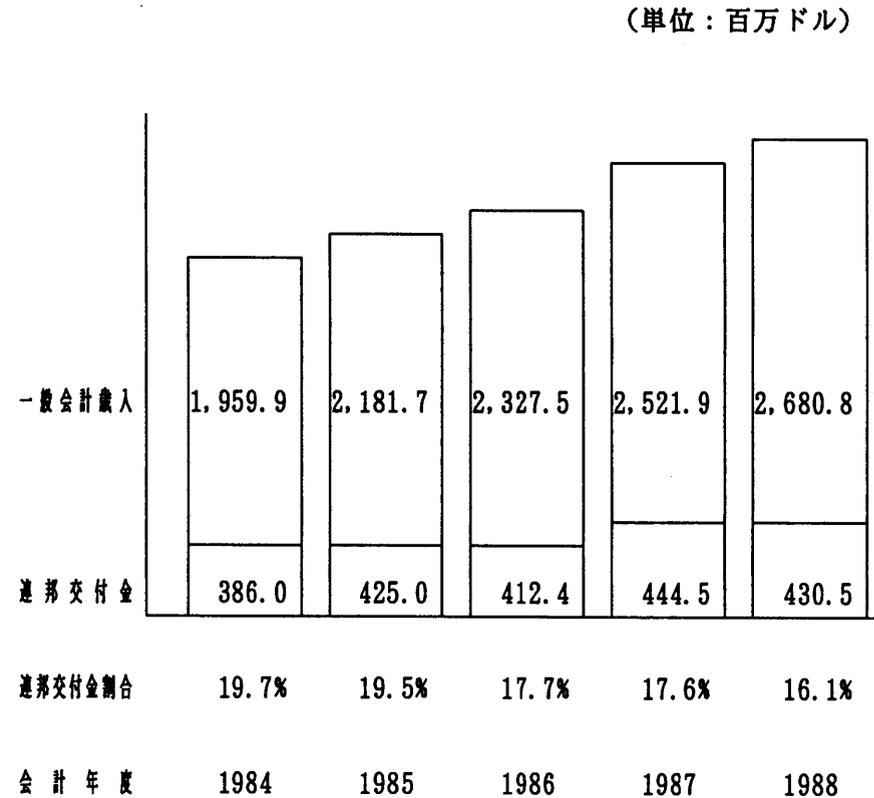
これは、別名“D. C. 予算・立法効率化法 (The D.C. Budgetary And Legislative Efficiency Act)”と題される法案で、①1992年より連邦交付金の算出に関し、D. C. 地方税収の21%として、毎年繰り返される連邦レベルでの方針変更を回避する、②「Home Rule Act」以来連邦議会に留保されている法案拒否権を廃止する、③D. C. 予算案の審議を、連邦交付金部分を除いて他の一般法案と同様にし、予算編成・検討に際しての連邦・D. C. 両段階での事務の重複を解消する、ということをその目的としている。

別表4 一般会計歳入予算とこれに占める連邦交付金の割合

1988会計年度一般会計歳入予算

	予算額 (単位：千ドル)	割合 (%)
租 税 収 入	2,021,912	75.4
財 産 税	609,425	22.7
売上・使用税	468,942	17.5
租 収 入 税	103,285	3.8
個人・法人所得税	744,326	27.8
そ の 他	95,934	3.6
使用料・手数料	156,879	5.9
連 邦 支 出 金	459,500	17.1
連 邦 交 付 金	430,500	16.1
歳 入 分 配	0	-
聖エリザベス病院負担金	29,000	1.0
そ の 他	0	-
宝くじ・資産売却益	42,500	1.6
<b>一般会計歳入合計</b>	<b>2,680,791</b>	<b>100.0</b>

一般会計歳入予算に占める連邦交付金の割合



資料：「INDICES」 A Statistical Index to District of Columbia Services 1989

おわりに

51番目の州、“ニュー・コロンビア州”が実現すれば、D. C. 住民の権利を拡大し、かねてからの念願を充足するものとなるだけに、州制移行はD. C. の指導者にとっては常に念頭に置かなければならない課題となっている。実際に、次期市長選への出馬が取り沙汰されている、1988年の大統領選挙における民主党予備選候補者ジェシー・ジャクソン師 (Rev. Jesse L. Jackson) が、1990年の年明け後間もなく州昇格運動推進用の事務所開きを行って活動に本腰を入れ始めていることが、1990年1月16日付のニューヨーク・タイムズ紙で報道されたほか、これに対応するように、現職のバリー市長もその実現に全力をつくすと公言している。また、D. C. 選出の連邦下院代表フォントロイ (Walter Fauntroy) 氏 (民主党) も、“Mend the crack in the Liberty Bell!” (自由の鐘の亀裂を修復しよう=D. C. に完全な自由を) の合言葉とともに運動の先頭に立っている。

首都は一国の顔であり、連邦はその治安・社会環境・首都としての威厳等の保持に責任があることは事実であることから、現在の劣悪な状況を改善できない現執行部の力量に対する連邦サイドの不信感も厳として存在するようだ。実際、全米に蔓延している麻薬問題で、その深刻度からも先頭に立って問題解決に努力しなければならない立場のワシントンの現職市長自らが、高純度のコカイン使用で現行犯逮捕される状態である。他のD. C. 関係者は、動揺を抑えているが、連邦との綱引きに影響することも十分に考えられる。また、D. C. の州昇格問題難航の陰には、根強い人種問題を指摘する声もあり、解決までにあとどのくらい時間がかかるのか予想もできない。しかし、一方で、建国以来200余年の歴史を持つ国の首都ワシントンの住民は、今もって連邦議会議員の選挙権を持たないという、民主主義世界広しといえども他に1つあるかないかという次元に置かれたままであることもまた事実である。今後どのような方向に事態が進み、どのような形で問題解決がなされるのか、まずはD. C. サイドの態勢の立て直しや、状況の急展開を見せている今年秋の市長選に向けての政策議論等とも絡んで興味が深いところである。

(注1) 米国商務省統計局「Statistical Abstract of the United States 1988」  
268頁。

(注2) 「The World Almanac and Book of Facts 1990」556頁。

(注3) D. C. 政府「Indices : A Statistical Index to District of Columbia  
Services 1989」(以下「Indices」という)2頁。

(注4) 米国憲法本文第1条第8節第17項。

“The Congress shall have power … to exercise exclusive legislation  
in all cases whatsoever, over such district (not exceeding ten miles  
square) as may … become the seat of the government of the United  
States … .” (「連邦議会は、… 合衆国の首都となるような、… 10マ  
イル四方を超えない区域における全てのことについて、唯一の立法権を行使  
することができる。」)

なお、下院D. C. 委員会の事務最高責任者は、「首都住民に連邦に関する  
選挙権を与えていないのは、ブラジルの首都であるブラジリア、首都の行政を  
連邦が直接執行しているのは、オーストリアの首都であるキャンペラである。」  
と当方に説明している。

(注5) 「Indices」8～10頁。

(注6) 「Home Rule Act」Title IV Reservations of Congressional Authority  
601条以下。

“Sec. 601 Notwithstanding any other provision of this Act, the  
Congress of the United States reserves the right, at any time, to  
exercise its constitutional authority as legislature for the Dis-  
trict, by enacting legislation for the District on any subject,  
whether within or without the scope of legislative power granted to  
the Council by this Act, including legislation to amend or repeal  
any law in force in the District prior to or after enactment of this  
Act and any act passed by the Council.”

(「601条 本法の他の規定にかかわらず、合衆国連邦議会はすべての場合  
において当特別区の立法機関として、本法が当特別区議会に付与する立法権  
の範囲内でまたは範囲を超えて、当特別区で適用されている現行法の修正ま  
たは廃止を含む当特別区のすべての事項に係る法律を制定することにより、  
その憲法上の権限を行使する権利を留保する。」)

(注7) 「Home Rule Act」Title IV Part C The Judiciary 431条以下。

- (注8) 「Indices」 3～4頁。
- (注9) 「Home Rule Act」 Title IV Part B The Mayor 421条以下。
- (注10) 「Indices」 19頁。
- (注11) 「Indices」 19頁。ただし、ANCは「Home Rule Act」738条にあつては、「Advisory Neighborhood Councils」となっている。
- (注12) ANCの役割については「Home Rule Act」738条。
- (注13) 「Home Rule Act」 Title IV Part A The Council 401条以下。
- (注14) 「Home Rule Act」 404条(e)。
- (注15) 「Home Rule Act」 411条(b)。
- (注16) 「Home Rule Act」 601条。

なお、連邦議会の過去における拒否権の行使について、D. C. 選出の連邦下院代表フォントロイ（民主党）の筆頭スタッフは、当方に次のように説明している。「D. C. 議会を通して市長が署名し、連邦議会に送られた法案が、1973年以来2回連邦議会の拒否権の発動を受けて廃案となっている。また、直接の法案拒否ではないが、間接的に予算への関与をほのめかし法案変更などを求めるようなケース（コロラド州選出の共和党アームストロング（William L. Armstrong）上院議員からの、人工中絶費用への地方税収充当に対する異議）も昨年度には見られている。D. C. 側からみると、連邦議会のD. C. 及びD. C. 提出の法案に対する姿勢は一般的に否定的であり、住民と連邦議会との間に入って市側が調整に努力しなければならないにもかかわらず、連邦議会には勝手に気紛れな態度が見られる。」

また、前出の下院D. C. 委員会事務最高責任者は、当方に対し、「連邦議会のD. C. 提出法案や予算案に対する基本的な姿勢は、明らかに連邦の利益が関わってくる場合に適切な関与をし、それ以外はD. C. に任せるというものである。しかし、現在の連邦議会のD. C. 提出法案や予算案に対する関与を考えると、実際の権能に加えて、目に見えない圧力がかなり作用し、D. C. 側の決定を連邦議会寄りにさせる要素があることは確かである。」と述べた上で、「1973年の Home Rule Act 以来、1,300件余りの法案がD. C. から連邦議会に提出されたが、そのうち15件について拒否が検討され、実際に拒否されたのは2件である（ゾーニングに絡む外国大使館の配置・移転に係る案件等のこれら2件は、いずれも連邦の管轄案件という理由で拒否された。）。しかし、最近では、連邦議会歳出委員会において、予算審議の中で現

行法令の内容に関わる部分にまで立ち入っている（前述の人工中絶費用負担に係る件）との具体例も指摘されており、D. C. 提出法案認可委員会との所轄の問題も出てきている。」と語っている。

(注17) 「Home Rule Act」412条、「Indices」13頁。

(注18) 「Indices」54頁。

(注19) 「Home Rule Act」491条。

(注20) 「Home Rule Act」602条(a)、603条、「Indices」91頁。

“Sec. 602. (a) The Council shall have no authority to pass any act contrary to the provisions of this Act except as specifically provided in this Act, or to—

(1) impose any tax on property of the United States or any of the several States;

⋮

(5) impose any tax on the whole or any portion of the personal income, either directly or at the source thereof, of any individual not a resident of the District …;

⋮

Sec. 603. (a) Nothing in this Act shall be construed as making any change in existing law, regulation, or basic procedure and practice relating to the respective roles of the Congress, the President, the Federal Office of Management and Budget, and the Comptroller General of the United States in the preparation, review, submission, examination, authorization, and appropriation of the total budget of the District of Columbia government.”

(602条(a) 特別区議会は、本法に特に定めのある場合を除いて、本法の規定に反する法案を通過させることができない。また—

(1) 連邦または州の所有する財産に対し課税することができない。

⋮

(5) 特別区の居住者でない者の所得の全部または一部に対し、直接徴収と源泉徴収とを問わず、課税することができない。

⋮

603条(a) 本法のどの規定も、コロンビア特別区予算の作成、検討、提出、審査、承認及び歳入充当についての連邦議会、大統領、連邦行政管理予算局及び監査長官のそれぞれの任務に関する現行法規または基本的手続きや慣習に変更を加えるものと解することができない。)

(注21) 「Indices」91頁。

連邦交付金は、連邦政府に対する市の行政サービスの対価であるとともに、連邦法による課税権の制限に起因する逸失利益の補填という観点から、毎年の連邦歳出予算に計上され、交付されている。しかし、別表4に見るとおり、市の歳入総額が36.8%（1984-1988）の伸びを示しているのに対し、連邦交付金の伸びは、同期で11.5%に過ぎず、しかも1987-1988期では、逆に3.1%の減少となっている。

そのため、現在、交付額を市歳入の一定割合とするような法案が連邦議会に提出されている（デルムズ法案。本文16。）。

(注22) 「Home Rule Act」 Title IV Part C The Judiciary 431条以下。

(注23) 「Indices」285頁。

(注24) 「Indices」8～10頁、Office of Congressman Walter E. Fauntroy 「If You Favor Freedom」18～19頁。

(注25) 前出のD. C. 選出下院代表筆頭スタッフは、当方に対する説明の中で、「1978年、憲法修正という手段によってD. C. の州制移行を実現しようという試みが、7年間で16州の承認しか得られなかったことにより廃案になったことの背景には、各州特に共和党系の州の間に、D. C. の現状に対する批判があったという事実もあり、また、マサチューセッツ州選出の民主党ケネディ (Edward M. Kennedy) 上院議員はD. C. の現状を次の4項目にまとめ、これらを廃案の背景としている。第1に、あまりに都市的要素ばかりであり、州としては一面的すぎることに、第2に、政策が非常にリベラルであり、保守的政策をとる州が政治的に賛成しかねること、第3に、あまりにも民主党の地盤が強すぎることに、そして第4に、前項の背景でもある住民中の黒人比率の高さである。」と述べている。

また、同じ点について、同じく前出の下院D. C. 委員会事務最高責任者は、「各州に対する状況説明が十分でなかったことが挙げられる。つまり、他州から見ると、D. C. の予算は連邦予算の一部として一括審議されてきていることから、連邦色が濃く自主的な財政運営がなされていないという印象があるのに加え、連邦の首都が州制をとるのはおかしいという考えもあり、これらに対して、D. C. 側から、そのおかれている状況についての納得のいく説明がされないまま7年間の承認期間が経過してしまったということである。」と当方に対し指摘している。

(注26) Judith Best 「National Representation for the District of Columbia」63頁以下。

なお、この説については、前出のD. C. 選出下院代表筆頭スタッフ及び下

院D. C. 委員会事務最高責任者とも、それぞれ次のように述べ、その実現性を疑問視している。

「メリーランド州への復帰については、双方ともこれを望んでおらず、また、メリーランドが仮に翻意したとしても、すでにD. C. 区域における管轄権を放棄し、同区域をのぞいてその州域を設定しているため、手続的にも難しい。実現の可能性はまずない。」

「メリーランド州への復帰については、メリーランドがこれを望んでおらず、実現の可能性はない。」

(注27) A C I R (Advisory Commission on Intergovernmental Relations) の事務最高責任者は、当方の質問に対し、A C I RはD. C. の問題をテーマとして調査を行ったことはないとしながらも、個人的な見解として、D. C. を州にするのは上院に民主党が2議席増えることを意味し、政治的な状況から当面実現が困難との見方を示した。

また、前出のD. C. 選出下院代表筆頭スタッフは、当方に対し、今後の見通しについて、「1983年、D. C. の州制移行に関する法案が連邦議会に提出されたが審議されるまでに至らず、その後も、1987年及び1989年と再三にわたり同趣旨の法案が提出され、現在上下院の委員会審議にかかっている段階である。しかし、いつ委員会審議が終了するかについてははっきりとした見通しはない。ただ、過去において、州制移行が実現しなかった例はなく、前回はアラスカ・ハワイが同時に州制移行していることでもあり、その実現がいつになるかはわからないにせよ、プエルトリコ州制移行の議論も大きくなってきているここ数年が、その絶好の機会であることには間違いないと信じる。」と語っている。

さらに、同じく前出の下院D. C. 委員会事務最高責任者は、この点についての当方の質問に対し、「D. C. 州制移行実現の見通しについては、まず、一般的にどんなケースにおいても、憲法を修正するということは非常に難しいことであることを認識しておく必要がある。また、憲法というものは、政策理論とともに政府の統治理念が述べられていなければいけないが、現在提出されている州憲法草案は、細目にわたる膨大な記述に走り、憲法としては実際的ではないように見受けられる。さらに、住民投票で支持された州憲法草案の連邦議会への提出・審議は前例がない。このような状況のもとでは、州制移行実現の見通し云々は民主党政権の誕生を待って改めて論じるほうが賢明である。」と述べている。

また、前述のプエルトリコの州制移行問題については、1989年11月、連邦上院エネルギー及び天然資源委員会において、1991年にその賛否を問う住民投票をプエルトリコで実施するという法案が採択されて以来、その成り行きが注目されている。ただ、プエルトリコの場合、D. C. と状況的に異なる点がいくつかある。第1に、プエルトリコ住民は連邦選挙に関する選挙権を有しないが、同時に連邦所得税に関し非課税措置を受けていること、第2に、

連邦税法936条により、米国企業のプエルトリコで生じた利益について非課税措置が採られていること、そして、第3に、プエルトリコ内部でも州格上げについて、賛成派、現状維持派、独立支持派に分かれていることである。

プエルトリコの州制移行の検討に際し、連邦にとって重要なポイントとなるのは、大幅増収が見込まれる連邦税と現在総額制限がされている社会保障・社会福祉関係の連邦支出の増大との収支バランスや米外交政策上のプエルトリコの重要性もさることながら、上院2下院7の定数が想定されるプエルトリコが民主党優勢の地盤ということである。これは、D. C. が民主党の地盤だけでなく、2州同時の移行ということになれば、現共和党政権にとっては、特に上院においてかなり不利な状況となる。また、ブッシュ（George Bush）大統領がプエルトリコの州制移行に賛意を示していることでもあり、民主党のそれ以上の勢力拡大を望まないとすれば、D. C. にとってプエルトリコとの州昇格運動相乗りは、かえって逆の相乗効果をもたらすことも想定される。前回のアラスカ・ハワイ昇格の時は、それぞれが共和党地盤・民主党地盤に分かれており、両党が上院勢力の不均衡回避を画した結果の同時昇格であった。その点、今回は、状況的にもかなり異なっており、D. C. にとっても単純に同時昇格を期待することはできないと思われる。